

第4章 地域福祉支援プログラム

- 「地域健康福祉セーフティネット構想」、「地域福祉支援・協働サイクル構想」の具体化に向けては、地域における住民福祉活動をさらに活発にし、地域の特性を発揮できるよう、本府は、これまで以上に市町村との連携を強化し、効果的・効率的な取組みを進めていく必要があります。そうした観点から、先に示した施策展開の視点を踏まえ、市町村の地域福祉の支援に関する本府の重点的取組みについて、以下の4つの方向にとりまとめました。
- 本府は極めて厳しい財政運営を余儀なくされていますが、今後、住民主体の原則に基づきながら、市町村との緊密な連携の下、地域の実情に即した総合的・計画的な取組みが着実に進むよう支援に取り組んでいきます。

1. 課題の共有化と計画的取組みの推進

重点方向

- 地域福祉の取組みは、地域を構成する住民一人ひとりが、ともに地域づくりの目標に向かって活動し、その中で新しいつながりをつくり上げながら、誰もがこころ豊かな生活を実現する不断の実践です。
- 社会福祉法では、地域福祉計画について、この計画的推進を図る指針として、住民の参画を得てともにつくり上げることを求めています。策定主体である市町村が、地域における課題やニーズ等を適切に把握しながら、それを地域住民や当事者、地域活動団体、民間事業者等と共有していくことが大切です。そして、地域福祉計画の策定・推進を通じて、地域・市町村から生じてくる諸制度などの課題の改善等を進めていく取

組みにつなげることが必要です。

- また、社会福祉法では、地域福祉を推進する団体として、社会福祉協議会を位置付けています。社会福祉協議会は、地域福祉を進める上での中核的役割が期待されており、住民の総意を結集した組織の運営強化や経営改革、社会的援護を必要とする新たな福祉課題への対応などに取り組んでいくことが求められています。
- こうした点を踏まえ、一人ひとりの生活上の困難や地域課題を共有しながら、地域住民・民間団体が行政と協働して計画的に地域福祉を推進できるよう、地域・市町村の計画づくりや地域住民・民間団体が交流できる仕組みづくりを支援します。

プログラム：1

市町村が住民参加による計画的な地域福祉を推進できるよう、 地域福祉のプランづくりをバックアップ

- 地域福祉計画の策定や地域レベルでの地域福祉活動プラン等の策定が円滑に進むよう、サポート体制を整備します。

<主な支援内容>

- ▶ 平成13（2001）年8月に設置した「大阪府市町村地域福祉担当課長会議」の運営を通し、地域福祉の推進に関する情報・意見の交換や連絡・調整など、府と市町村の連携を強化
- ▶ 「(仮称)大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」を活用し、地域での課題の共有化に際しての専門的なアドバイスや地域福祉計画の策定に

関する調査・検討等をサポート

- ▶ 地域福祉計画の早期策定に向けた市町村支援

- 計画的な地域福祉の推進に向けた社会福祉制度等のあり方に関する市町村等の意見を集約し、府として国に対し必要な提言・提案を行うなど、広域自治体としての役割を果たしていきます。

プログラム：2

**地域の住民や様々な団体が、地域の課題を共有しつつ、対等の立場で
交流・連携できる地域福祉の「プラットフォーム」を形成**

- 地域福祉計画の策定・推進等を通じて、社会福祉協議会をはじめ地域の様々な団体が交流・連携し、市町村との協働のもと、幅広い地域福祉に対応できるネットワーク（プラットフォーム）の形成を支援します。
- 社会福祉協議会が社会福祉法の位置付けに即した役割を担っていけるよう組織・経営の改革等への取組みを支援します。

<強化・充実内容>

- ▶ ホームレスをはじめとする社会的な援護を必要とする人々への対応など新たな福祉課題等に関する調査・研究機能の強化
- ▶ コミュニティ・ソーシャルワークの推進など、地域住民活動のコーディネートや企画・立案機能の強化
- ▶ 社会福祉協議会職員等の実践能力の向上や必要な知識の会得など、人材育成機能の強化

- ▶ 経営改革に関する検討など、自己改革に向けた取組みの強化

プログラム：3

地域・市町村が、その創意・工夫を発揮し、地域の特性に応じた地域福祉を主体的に推進できる環境の整備

- 小地域ネットワーク活動の取組みや地域・市町村の実情に即した地域福祉施策の展開をメニュー方式で支援できるよう、市町村の主体性・自主性を尊重した「(仮称) 地域福祉支援総合補助制度」の構築に取り組みます。

<主な取組み内容>

- ▶ 「(仮称) 地域福祉支援総合補助制度」の具体化に向け、市町村の先駆的な取組み支援・成果検証の実施

- 地域・市町村が学識経験者等の専門的な知見やノウハウ、マンパワーを活用して、より効果的・効率的な施策・事業の企画・立案・実施に取り組めるよう、支援していきます。

<主な支援内容>

- ▶ 「(仮称) 大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」の設置
- ▶ 第三者機関によるPDCA [Plan (計画) —Do (実施) —Check (評価) —Action (対策)] サイクルの構築

2. 地域における見守り・発見、つなぎ機能の強化

重点方向

- 住民一人ひとりが抱える多様な課題が、コミュニティ機能の脆弱化等により見えにくくなっている状況にあり、住民相互の支え合い、課題の発見、そして解決に向けた「つなぎ」がとりわけ重要となっています。
- 中でも、その基礎をなすのが「相談」のあり方です。個人のプライバシー保護はもとより、相談を受ける側と相談する側とは、本来、対等の関係にあること、相談を受ける側には高い人権意識が求められ、住民は、相談をすることは権利であって何ら恥ずべきことではないという意識を持てるよう、取り組んでいくことが重要です。市町村が地域の特性に応じて、民間や専門機関と連携しながら適切な相談活動を行っていくことが求められます。
- また、相談活動と一体となって、必要とされる情報が適切に、一人ひとりの課題解決へつなげていけるよう、既存の情報提供手段、新しい情報提供の手段等を効果的に組み合わせながら、地域住民の情報へのアクセスを確保・充実していくことが重要です。その際には、非識字や身体の障害などにより情報入手が困難な高齢者、障害者、在日外国人などへの配慮とともに、昨今の様々な福祉情報がインターネット等の電子媒体で提供されていることもあり、これらの利用ができないといういわゆるデジタルデバイドについても、課題として配慮していく必要があります。さらに、過去の差別体験による心的外傷（トラウマ）等から各種サービ

スの利用や地域活動への参加を拒否・躊躇する人々に対し、適切な相談・情報提供を行い、これらの人々の利用・参加を促進することも重要です。

- こうした地域の核となる機能を担うため、民生委員・児童委員の制度があります。

民生委員法では、その役割を「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定しており、身近な地域福祉の担い手として大きな役割を果たしていますが、最近は様々な福祉課題を抱える人が増加する中で、その役割を十分に果たすのが困難な状況になっています。改めて本来の民生委員・児童委員の役割を明確にし、地域において民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりが求められています。

- こうした点を踏まえ、地域における支え合いの活動と連携した課題の把握と適切な共有、そして必要な情報やサービスに適切につないでいけるよう、住民参加による見守り声かけ運動の展開や相談機能、専門機関等へのつなぎ機能の強化を支援します。

プログラム：4

住民参加による見守り・発見、つながりのネットワークの強化

- 小地域ネットワーク活動の成果と蓄積を活かしながら、市町村が地域の実情に応じて、より幅広いネットワーク化を進め、住民参加による重層的な見守り体制が構築できるよう支援します。

<主な支援内容>

- ▶ 高齢者を中心とする小地域ネットワーク活動の対象者を、障害者や子育て中の親など要援護者全体へ拡大していくとともに、府や市町村等が養成しているマンパワーを小地域ネットワーク活動の担い手として活用することにより、活動の質的向上を支援
 - ▶ 市町村が常日頃からの見守り体制を災害時の安否確認などと連動して構築できるよう、そのモデルとなる取組みを支援
 - ▶ 要援護者の適切な把握に向けた手法・ルールづくりについて、市町村等関係機関と連携しながら検討
- 市町村が、小地域ネットワーク活動と様々な地域団体との連携の強化や、健康づくり・生きがいづくりなどといった地域住民のニーズに応える住民活動を促進できるよう支援します。

プログラム：5

地域における総合的な相談・情報アクセスの場となる 新たな地域福祉の拠点的機能の整備

- 地域における多様な要援護者の把握や専門性を要する事案等については、小地域ネットワーク活動等の地域住民の自主的な活動だけでは一定の限界があります。このため、概ね中学校区において、在宅介護支援センター、障害者生活支援センター、隣保館等の既存資源を活用した幅広い要援護者や活動主体のニーズに対応する地域福祉センター的機能の整備方策について、市町村のモデル実施を支援し、その成果を検証しながら検討を進め、具体化を図

ります。

＜地域福祉センター的機能＞

- ▶ 専門機関や専門家等への適切なつなぎ
- ▶ コミュニティ・ソーシャルワークの推進・支援
- ▶ 地域住民活動と地域福祉権利擁護事業等との連携支援 等

プログラム：6

福祉の総合機関としての市町村の相談機能の充実・強化

- 本府の福祉専門人材研修との連携や、大阪社会福祉研修センター、大阪府福祉人権推進センター、大阪府地域福祉推進財団が行う事業等の活用を図り、福祉に携わる市町村職員の実践能力向上など資質の向上に向けた取組みを進めます。
- 社会福祉士会や看護協会など保健・福祉職能団体との連携を図ることにより市町村が相談体制の一層の充実に取り組めるよう、これら職能団体との調整やつなぎの役割を果たしていきます。

プログラム：7

身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

- 地域において住民の立場にたって、地域住民が安心して暮らせるための身近な地域福祉の担い手として役割を担う民生委員・児童委員が、複雑・多様化

する課題に適切に対応できる仕組みを、大阪府民生委員児童委員協議会連合会の主体的な取組みと連携しながら検討し、実施・検証を重ねながら順次具体化を図っていきます。

＜主な検討事項＞

- ▶ 民生委員・児童委員活動の範囲・内容の検証と行政等のサポートの仕組み
- ▶ さらなる資質向上のための計画的・段階的な研修のあり方
- ▶ 地域に根ざした親しみやすい民生委員・児童委員活動のあり方
- ▶ 地域福祉の担い手としての在日外国人の参画方策 等

プログラム：8

効果的な双方向の情報発信・提供のシステムづくり

- 地域のネットワーク活動を通じての情報提供や地域住民の声を集約して活動に活かしていくことができるよう、市町村におけるコミュニティ・ソーシャルワークの推進を支援します。

＜主な支援内容＞

- ▶ 市町村社会福祉協議会における地域住民活動のコーディネートや企画・立案機能の強化
 - ▶ 概ね中学校区における地域福祉センター的機能の整備
- 住民が立ち寄りやすい生活関連施設での日常型情報提供支援やインターネットを活用した総合的な福祉情報提供システムの充実などに取り組みます。

3. ともに支えるネットワークづくりの推進

重点方向

- 地域福祉は、住民主体の原則で地域の課題解決に住民自らが取り組む活動であり、それらが重なり合いながら展開され、支え合いのネットワークが構築されていくことが重要です。
- 住民一人ひとりがそれぞれの制約の中で、意欲をもって地域福祉の取組みに参画し、様々なグループが芽生え、その輪を拡げていくとともに、地域に存する社会福祉施設、事業者等も地域を構成する一員として地域づくりに取り組んでいくことが望まれます。
- ネットワークを維持・発展させていく上では、男女共同参画の視点などをもって、幅広い層において地域福祉活動への関心を高め、自分が培ってきた経験や専門的知識等を活かし「地域に貢献したい」といった人々の意欲を実際の活動につないでいくための環境整備とあわせて、こうした地域の取組みの企画・コーディネートなどの担い手や具体的な活動を中心となってリードしていく人材の育成・確保が必要です。
- また、同じ悩みや課題を抱える当事者が組織をつくり、地域福祉の担い手として活動していくことや、地域における当事者組織同士あるいは地域の他の住民や住民団体との交流・連携など、組織・団体を超えた新たな「つながり」をつくっていくことが重要です。
- そして、社会福祉施設も一層地域に開かれた施設となり、地域住民活動と連携を図っていくなど、主体的な取組みを広げていけるよう、

また、新たな地域福祉の担い手であるNPOが自立的に発展していけるよう条件整備を進めていくことが必要です。

- こうした点を踏まえ、地域における様々な活動主体の支援と「つながり」を築く場づくりなど、地域住民の自主的な活動の創出・活性化を支援します。

プログラム：9

地域福祉を支え高めていく幅広いマンパワーの育成

- 市町村や地域、介護保険事業者などの民間事業者の自主的な人材育成を支援する体制の構築に取り組みます。

<主な取組み内容>

- ▶ 本府や関係団体が培ってきた研修実施ノウハウの活用及び「(仮称)大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」との連携による講師人材等のバンクの創設
 - ▶ 体系的な現任研修の体制づくりの支援
- 大学等との連携によるモデル事業など、地域に根ざした実践的な取組みを活用しながら、市町村をはじめ健康福祉を担う人材の育成・確保を図ります。
 - 社会福祉協議会のボランティア拠点の整備を推進するとともに、小中学生等のボランティア体験の場を確保するなど、教育分野と連携したボランティア育成を支援します。

地域における住民の参加・交流の機会拡大と活動団体の支援

- 市町村と連携しながら、地域資源を活用した地域住民や活動主体の多様な交流・活動の場づくりや施設機能の多機能化・総合化などの取組みを支援します。

<主な支援内容>

- ▶ 余裕教室や商店街等の場を活用した地域福祉活動の展開
 - ▶ 既存資源の活用の際しての地域ニーズとのマッチングシステムの構築
 - ▶ 地域住民活動の場としての府有施設等の活用促進
 - ▶ 対象者の拡大など「街かどデイハウス」や「福祉作業所」等既存資源のサービスの総合化・多機能化
- 地域福祉活動を展開する活動団体からの行政に対する様々な協力要請等のアプローチを受け付け、それをコーディネートする窓口を設置し、協働関係の構築を推進します。
 - NPO法人化の手続きや法人経営ノウハウ等に関する専門家や中間支援団体による支援を促進し、住民の自主的な公益活動の振興を図るための必要な条件整備とともに、環境や文化・教育など幅広い分野において地域住民の参加と交流の機会拡大に向けた施策の展開に取り組みます。

- 地域再生に向けた社会的起業の創出・育成を図るため、地域に埋もれているマンパワーを活用して地域福祉活動を展開する団体に対し、様々な技術的支援や団体間のネットワーク形成を通じたノウハウの提供、資金調達の橋渡しなどを行う仕組みを構築し、民・民のパートナーシップで展開される地域福祉を推進します。

- 社会福祉法人・施設の人材やノウハウ、設備を有効に活用し、地域の福祉学習・福祉教育の場として、あるいは地域住民活動の「拠点」としての機能を発揮できるよう支援します。

4. 地域での自立生活を支える福祉基盤づくりの推進

重点方向

- 地域で一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自立した生活を営んでいくためには、福祉サービスが措置制度から利用制度に転換される中で、選択できる十分な福祉サービス基盤の整備とともに、利用者のサービス選択を支援することがますます重要となっています。
- このため、利用者と事業者の間の調整を図る「苦情解決」の充実、利用者の選択と事業者の自主努力を促す「第三者評価事業」の導入促進、そして、知的障害者・痴呆性高齢者・精神障害者など自己の判断のみでは意思決定に支障のある人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「地域福祉権利擁護事業」の推進や、「成年後見制度」の活用、また、障害のある人に対する地域でのきめ細かな相談支援を行う障害者生活支援事業の体制整備や機能の充実などが求められます。あわせて、一人ひとりの利用者意識の醸成とサービスの利用促進につながるよう、生活者としての「エンパワメント（自分らしく主体的に生きる力を高めること）」の支援、「アドボカシー（代弁機能）」の確保とともに、サービス利用者及びサービスを提供する側双方に対して、利用者と提供者は対等の関係にあること、サービスに対する苦情を申し出ることは利用者の当然の権利であること、提供者側は、利用者の意見を真摯に受け止めていく必要があることについて認識が深められることが必要です。

- 様々な権利侵害についても、適切に対応する地域住民の活動とこれを支えるシステムが求められます。
- 健康についても、自立生活を支援するためには、健康づくりや医療へのつなぎの確保といった基盤づくりが必要です。
- また、就労や住宅、まちづくりといった生活基盤づくりについても、福祉的見地からの取組みが必要です。
- こうした点を踏まえ、利用者本位の福祉システムの確立に向けて、地域における体系的な権利擁護の仕組みづくりに取り組むとともに、地域における健康づくりや就労・居住機能等の向上に向けた取組みを支援します。

プログラム：11

総合的・体系的な権利擁護のシステム構築

- 知的障害者、痴呆性高齢者、精神障害者など自己の判断のみでは意思決定に支障のある人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「地域福祉権利擁護事業」の一層の充実に取り組み、各市町村内における痴呆性高齢者等のセーフティネット機能を確保します。

<主な取組み内容>

- ▶ 事業を実施している社会福祉協議会等と地域の当事者団体やNPO等との一層の連携強化
- ▶ 地域福祉権利擁護事業の対象者拡大に関する検討
- ▶ 質の高い生活支援員の確保に向けた研修等の実施

- ▶ 「成年後見制度」の活用促進に向けた成年後見人等の適切な確保方策の検討
 - ▶ 法人後見を担える府内法人の育成
- 「大阪後見支援センター」が、府域の総合的な権利擁護センターとしての役割を担えるようその機能拡充に取り組みます。また、大阪府福祉人権推進センターをはじめ職能団体や各種相談機関との連携強化を図り、権利擁護の充実に取り組みます。

<主な取組み内容>

- ▶ 大阪後見支援センターが担ってきた権利擁護相談機能の拡充や成年後見制度との連携方策等についての検討
 - ▶ ネットワークを活用した相談事例の蓄積等による相談技術等の研究・開発の推進と継続的支援の実施促進
- 福祉サービスに関する苦情等について、利用者と事業者の間の調整を行い、サービスの質の向上を図る仕組みの一層の充実に努めます。

<主な取組み内容>

- ▶ 大阪府社会福祉協議会「運営適正化委員会」が担う苦情解決機能の拡充と身近な市町村における苦情相談とのネットワークの構築
- ▶ 大阪府社会福祉協議会が設置・運営する「第三者委員人材バンク」等の活用による「第三者委員」の設置促進
- ▶ 第三者委員活動の活性化等をめざす「(仮称) 第三者委員活動推進協議会」の設置やオンブズパーソン活動を行う団体等とのネットワークの構築

- 公平・中立な第三者機関が、事業者の提供するサービスの質の向上と利用者への適切な情報提供を目的として、専門的・客観的な立場から評価を行う「第三者評価事業」の円滑な事業展開に向けて、「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」の取組みを支援し、事業環境の整備を進めます。

＜主な取組み内容＞

- ▶ 評価事業が府内で円滑に実施されるよう、事業普及のための広報・啓発、多様な民間の評価機関の開設・育成の支援
- ▶ 本事業を通し、より良いサービス水準への誘導が適切に図られるよう、評価を行う調査者の技術向上に向けた研修の実施
- ▶ 評価結果等を利用者がサービス選択の際の判断材料として効果的に活用できるよう、第三者評価や自己評価、行政の行う指導監査などの実施結果を含めた福祉サービスに関する総合的な情報提供システムの構築

プログラム：12

地域における一人ひとりの状況に応じた自立生活の支援

- 本府における「行政の福祉化」の取組みを一層強化・促進し、障害者、母子家庭の母の就労・雇用機会の拡充を図るとともに、市町村においても同様の取組みが進められるよう働きかけを進めていきます。

＜主な取組み内容＞

- ▶ 地域での就業支援の核となる「地域就労支援センター」及び「障害者就業・生活支援センター」の設置促進

- 平成14（2002）年度に改正した「福祉のまちづくり条例」の的確な運用を図り、まちのバリアフリー化を推進します。
- 公営住宅等における住戸や共有部分のバリアフリー化を進めるとともに、建築技術者の高齢者・障害者の住宅改造に関する知識・技術の向上を図るなど民間住宅におけるバリアフリー化を促進します。
- 住宅施策と福祉施策が連携した生活・福祉支援体制の充実を図るとともに、障害者等の地域生活への移行を支援します。
 - ＜主な支援内容＞
 - ▶ 生活福祉ニーズが多様化している公営住宅入居者に対する生活指導・相談支援体制の充実
 - ▶ 民間住宅や公営住宅を活用したグループホームの整備 等
- 自立の意思のあるホームレスに、就業機会や安定した居住場所、保健・医療の確保、生活相談など自立支援施策を行う市町村の多様な取組みを支援します。
- 制度上の諸課題を整理し、社会福祉施設が専門領域を超えて切迫した事情を抱える人を一時的に受け入れる地域のシェルターとしての役割を果たせるようモデル的に体制を整備する市町村の取組みを支援します。

健康づくりと医療へのつながりの確保

- 健康づくりや健康増進の取組みを組み合わせた住民活動の展開を促進する市町村の取組みを支援するとともに、府内の医療機関に関する情報提供に努めるなど医療へのアクセスの確保に取り組めます。

＜主な取組み内容＞

- ▶ 「健康おおさか21」の推進
- ▶ 健康科学センター等による健康づくり方策の研究・普及や「健康ふれあい推進員」の養成とその活動支援
- ▶ 無料低額診療施設の情報を付加するなど、「大阪府医療機関情報提供システム」の充実と活用の促進

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 本府の推進体制

- 保健・医療・福祉分野はもとより、教育・学習、就労、交通・住宅など生活関連分野を担当する関係部局と緊密な連携を図りながら、府政の様々な分野で地域福祉の視点から横断的な施策が推進されるよう、「(仮称) 行政の福祉化推進員」も活用しながら、取り組んでいきます。
- 地域福祉の推進を一層効果的・効率的に支援するため、大阪府地域福祉推進財団や大阪府総合福祉協会の今後のあり方について、大阪府社会福祉協議会との関係を含め幅広く検討を進めていきます。

(2) 市町村との連携

- 本計画や今後、本格化する市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、大阪の地域福祉に関する情報・意見の交換や地域福祉施策に関する協議・検討を市町村とともに進めていきます。

(3) 産・学との連携

- 「(仮称) 大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」を設置し、行政と産・学が連携・協力しながら、大阪の地域福祉を推進していきます。

2. 計画の進行管理

(1) 施策・事業の推進

- 市町村・府民との協働を基本に、持続可能なバランスのとれた施策体系の構築をめざし、幅広いご意見・ご提言をいただきながら、一層効果的・効率的な施策展開に努め、地域福祉の一層の推進に取り組んでいきます。

(2) 進捗状況の把握と公表

- 本計画の進捗状況については、適宜、インターネット等の媒体を活用して広く府民に情報を提供するとともに「(仮称)大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」から助言や意見を得ながら、適切に進行管理を行っていきます。
- また、必要に応じて大阪府社会福祉審議会に報告し、本計画の改訂に反映していきます。

(3) 指標の点検と目標達成度の評価

- 「(仮称)大阪府地域福祉サポーターズ倶楽部」のもとに設置する、第三者機関において、市町村地域福祉計画の策定状況等を踏まえ、適宜、今後設定する指標の検証を行いながら、計画目標の達成度やその要因の分析等を進め、府施策の展開及び計画の点検・見直しに反映していきます。

用語の説明

P3 「NPO」 Non Profit Organization

一般的には民間非営利組織と訳される、営利追求を目的としない民間組織。本計画では、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人のほか、法人格を持たない団体（ボランティアグループなど）を含む。社会の成熟化に伴い、ニーズが多様化・複雑化する中、行政や営利団体では対応できない様々な社会的課題を発見、解決するため、価値観を共有する人々が自主的・主体的に活動する団体を指す。アメリカでは、行政、企業と並ぶ第3のセクターとして広く公益活動を行っている。

P7 「児童扶養手当」

児童扶養手当法の規定に基づき、父と生計を同じくしていない18歳未満の児童（児童に一定の障害がある場合20歳未満）を養育している母または養育者に支給される手当。

P7 「NGO」 Non Governmental Organization

非政府組織。政府間の協定によらずに創立された、民間の国際協力機構。

P10 「ソーシャルインクルージョン」 Social Inclusion

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会(厚生省社会・援護局) 報告書(平成12年12月8日)で用いられた言葉。「イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念。貧困者や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。」(同報告書より)

P10 「ノーマライゼーション」 Normalization

「ある社会が、その一部の構成員を締め出して構成されるとしたら、その社会は弱くてもろい社会である」という考え方に代表されるように、高齢者も障害者もすべての人々が地域の中で手をたずさえてともに暮らす考え方。

P12 「ファインプラン」 FINE-PLAN

“FINE”は、次の言葉の頭文字を取ったものである。

F=Full Participation(完全参加)：みんなが自ら進んで福祉活動に加わり互いに支え合う。

I=Integration(統合化)：いろいろな施策をうまくかみ合わせ福祉のレベルを高める。

N=Normalization(ノーマライゼーション)：高齢者も障害者もすべての人々が地域の中で手をたずさえてともに暮らす。

E=Equality(平等)：すべての人々にわけへだてなく必要なサービスを保障する。

P25 「コミュニティ・ソーシャルワーカー」 Community Social Worker

コミュニティ・ソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案された、コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすもの。コミュニティ・ソーシャルワーカーは、このコミュニティ・ソーシャルワークを行う者のことで、本計画では、中学校区などの生活圏における福祉課題に対し、必要に応じ行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図っていく役割が期待されている。

P43 「オンブズパーソン」 Ombudsperson

行政サービスや制度に対して市民の立場で監視し、苦情を申し立てるとともに、必要に応じてその対応を図る者。オンブズマンということもある。